

永宣旨料物の便補について

星野 公克

はじめに

仁平元(一一五二)年正月二十六日の陣定で、近江や但馬など十一か国から出された自然災害による損失のため済物を免除してほしいという申請に対して次のように定められた。

除神社仏寺永宣旨物、内蔵寮御服並紅花、大炊寮年料米、主殿寮油等
 之外、至年料率分者、免三分之一、院宮済物諸司納所宜令半減^{〔1〕}、

免除しない済物として挙げられている物品から、当時の朝廷が財源または支出料物として、何を重要視していたかを知ることができる。それらの物品のうち、内蔵寮の御服は天皇の装束、紅花は装束の染料、大炊寮の年料米は大炊寮の官人給食、主殿寮の油は朝廷での日常と行事における照明など、いずれも天皇の生活と朝廷の運営に欠かすことのできないものである。これらの官司は、料物を年間の所済数を定めて数か国から納入させる料国制を採用しており^{〔2〕}、一二世紀以降は料物確保の方策として便補保を持つようになっていった。

さてこの史料で、免除されない料物の筆頭に、神社・仏寺の永宣旨物(以下、永宣旨料物と総称する)があげられていることが注目される。永宣旨料物とは、特定の国々に特定物品の特定量を期日指定して進納す

ることを恒久的に定めた宣旨によって指定された料物のことである。永宣旨による進納は、天禄元(九七〇)年九月八日の九通の太政官符で、御斎会・春秋の季御読経・賑給・施米の料物を特定の諸国に賦課することが定められ始まった^{〔3〕}。『小野宮年中行事』には、天禄元年の太政官符が宣旨として引用されているが、一例として春季御読経を挙げておこう。

天禄元年九月八日宣旨云、越前国年料米、内百石、六十石周防、綿代
 銭代、調布六百七十四端三丈、信乃国、油式石八斗三升四合、一石河
 内国、一石播磨国、八斗三升四合三河国、永進納春季御読経、毎年正月
 内早令進納、

後に、春秋の仁王会料や円宗寺最勝会・法華会料なども永宣旨で諸国に賦課されるようになる。仏事を中心とする重要行事に対して、永宣旨で国を指定して賦課する制度が、一〇世紀後半以降の平安時代を通じて行われ、院政期には、仏事の盛行に伴い広い範囲で賦課が拡大されていくことは、既に先学が明らかにされている^{〔4〕}。

私が前稿^{〔5〕}で指摘した、官務小槻氏を料物徴収の責任者とし、延久元(一一〇六九)年以後、代々の天皇の玉体安穩を祈願するために、延暦寺・東寺・園城寺の護持僧にそれぞれ如意輪法・延命法・不動法を修させる公家三壇御修法の料物も、永宣旨により負担する国々が定められていたが、一二世紀中葉には難済化し、月毎に担当国と所済数を定める料

国制が採用され、やがては便補保からの徴収になっていくものであった。しかし、平安後期から鎌倉期にかけての、永宣旨料物確保の全体像については、いまだ具体的に明らかになっていないとはいえない。本稿では、御齋会・仁王会・季御読経の料物を中心に考察することにより、永宣旨料物をめぐる一般的な傾向を明らかにするとともに、便補の対象となる所領の問題について考察していきたい。

ここで、本稿で使用する用語について説明しておく。

- ① 永宣旨により、特定国に毎年定量の特定物品の進済が指定された料物を永宣旨料物といい、それを国衙が所当官物の中から負担することを「国衙役」という。
- ② 「国衙役」のうち、国司が京都及びその周辺の京庫から弁済することを「京下」といい、庁宣を携えた使者が在国に下向し在庁を介在させて単位所領から直接徴収することを「国下」という。
- ③ 国司が永宣旨料物の弁済地として、特定の土地を指定することを便補といい、便補された土地を便補保という。便補保から料物を負担させることを「保役」という。
- ④ 便補保には国司主導型と料物受納側主導型があり、国司主導を脱した料物受納側主導型便補保が、中世諸司領になっていく。

一、便補保からの進納

平安後期から鎌倉期にかけて、国司に対して原則として賦課を免除されないはずの永宣旨料物は、本当に確保できていたのだろうか。仁王会を例に、諸国からの進納状況を概観しよう。

文治四（一一八八）年六月の仁王会では、諸国からの進納が一切無いので成功が行われた⁶⁾。建久元（一一九〇）年の仁王会も、料物の欠如のために延引していた⁷⁾。どうにもならない状況を、藤原親雅は、「然

而諸国永宣旨国々、都以難済、成功之者、一切不出来、仏供燈明料猶以不可叶云々⁸⁾」と述べている。また、文永八（一二七一）年の春季仁王会では、常陸国・能登国・相模国は進納してきたが、他の国々は「自余雖為永宣旨、頻対捍、可謂不便乎⁹⁾」という状況であった。永宣旨で賦課されたとしても、滞納しているという現実があり、仁王会を行うためにわずかの国々からの料物で、「如形宛仏供燈明¹⁰⁾」という状況であった。そもそも仁王会・季御読経・御齋会は、摂関期以降、王朝国家の主要な三大仏事になっており、永宣旨で物品が賦課されても滞納が続く状況のなか、行事を遂行するためにどのようにしていたのであろうか。

『明月記』寛喜二（一一三〇）年五月三十日条によると、前日から始められた季御読経のことについて、記主の藤原定家は次のように述べている。

仁王会季御読経供米年来被切付越前国、至去今年不懈怠、今御時被立替其所、荒野、已以断絶云々

仁王会と季御読経の供米は、越前国に賦課され、去年及び今年まで進納されていたのに、来年からは断絶することになるだろうという。傍線部は、その理由を示していると思われる。この部分の解釈にあたり、東大寺の覚仁という僧侶が久安四（一一四八）年に注進した東大寺の封戸について各国の弁済状況を記した注進状¹¹⁾が参考になる。注進状の越中国の説明には、次のような記述がある。

越中 便補保庁宣了、但只荒野狭少、使者在国、

越中国が負担する東大寺の封物を、今年から国衙の官物から支出する代わりに、越中国内の一定の国衙領に便補し、便補保とすることで封物の納入責任を在地に転嫁した。便補保の建立は、国衙の発行する庁宣に

より行われる。しかし注進状によると、便補保とされた土地が荒野で狭く、開発と経営のために東大寺の使者が越中国に在国しているという報告であった。この記述を参考に『明月記』の傍線部を解釈してみよう。

以前から越前国に賦課された仁王会・季御読経の供米が、越中国の東大寺の封物と同じように便補保から進納されているという実情があり、今年までは滞納せず進納されていたが、新任国司により「被立替其所」、すなわち便補された国衙領の場所が変更され、さらに変更された場所が荒野であったため、このままでは供米の進納が断絶してしまうと解釈することができる。このような事情があったとしても、各国で国衙からの支出が不可能になっていく状況がある中で、国司は国衙領を便補保とすることで進納責任を果たしていくが、国司の交替により、新任国司が荒野に便補の地を切り替えて難済化していくという実態があったと判断してよいであろう。国司は未開の荒野を便補の地に指定、あるいは切り替えを行い、そのままでは料物調達はできない。そこで、受納国司から使者が派遣され、使者が現地の領主と協調して開発・勸農を行うことに成功して、初めて便補保からの安定した料物調達が可能になるという状況が、広範囲に起こっていたのである。

それでは、院政期以降に仏事から神事にまで拡大されていった、国衙に対する永宣旨による行事費用の賦課が、鎌倉時代には便補保からの進納に転換されていくと判断してよいであろうか。季御読経・仁王会・御齋会の順に検討する。

文治二(一一八六)年十月、朝廷から全国的な地頭の横暴を停止させてほしいという要望があつて出された源頼朝書状¹⁵⁾に、「神社仏寺所領者、去比令沙汰進候了、其他院宮・貴所及諸家、諸司・諸国季御読経御祈用途便補保等事、下文二百五十枚・書状二通」とある。諸国季御読経御祈用途便補保とは、春秋の季御読経の実施に必要な物品を納める保である。「諸国」という文言からも、季御読経の物品を賦課された便補保が

各国に存在したことが推測されるのである。

次に仁王会について見よう。寛元三(一一四五)年二月十日、議定で、「仏事興行事」がとりあげられ¹⁶⁾、公家三壇御修法・季御読経・仁王会の料物の不足が問題になった。仁王会については「但如仁王会用途、有便補保仁治被沙汰出也、官承伏申了、可被糺行敷」と言われている。仁王会については、便補保が置かれており、仁治年間に便補保からの調達再確認され、その経緯を踏まえて、便補保から料物を確保すべきではないか、という裁定がなされた。三行事のうち、仁王会のみ便補保のことがことさらにとりあげられていることから、仁王会の費用も便補保からの進納が一般的になっていたということができよう。

次に御齋会について見よう。貞応元(一一三二)年の御齋会について記した『経光卿記』¹⁷⁾に次のような記述がある。

兼又御齋会便補保、播磨国両保撰津美作保等為□□押領、即供米百九十石、油三石一向可欠如、紀伊国便補保者、為公尚宿禰沙汰、不顧武士事致其弁六十石、

「御齋会便補保」と明記された保が、播磨・撰津・美作・紀伊の各国にあり、播磨には「両保」とあるように二ヶ所の保が存在するという。これらの国々は、天禄元年に初めて永宣旨による御齋会の費用の賦課が定められた国々と一致している。史料の文言から、費用である米と油は各国の保からの納入とされていることが確認でき、明らかに永宣旨料物の便補を目的とした保が存在しているということができる。

文暦元(一一三四)年の『経光卿御齋会奉行記』¹⁸⁾で、もう少し具体的に確認しよう。

正月三日、諸国は作物の実りが悪いことなどを理由に進納せず、六日

になつても御齋会に用いる諸国からの物品は全く届いていなかった。七日には少し届き始めたが、九日条に「供料無沙汰、陵遅之由訴申、早播磨・紀伊両国便補保、丁寧可致沙汰之由、」とある。供料が便補保からの進納になつてゐることがここからも確認することができる。さらに、播磨等の国々が最近は未進が多いとしながらも、朝廷の申し合わせ事項としての「御齋会官方可存知条々」の項目の一つに「一、永宣旨召物国事米便補保」をあげてゐる。天候不順による不作や地頭の押領によつて納入が困難な状況があつたとしても、御齋会の実施に必要な米と油は、便補保からの進納が一般的になつていたのである。

以上、永宣旨により賦課される季御読経・仁王会・御齋会の費用は、鎌倉時代にはいづれも便補保からの進納に転換してゐたことを明らかにすることができた。

二、「国司主導型」の便補

次に永宣旨料物が便補される保のあり方を明らかにしていく。

大蔵省と内蔵寮の便補保に関する記事のある『民経記』寛喜三(一一三三)年八月四日条から十日条を見よう。四日条によると、北野祭で大蔵省が負担する費用である幣料のことで、大蔵省年預安部久頼が対捍してゐる諸国を譴責したが領状は少なかつた。日記の記主の広橋経光は、このような状況は、大蔵卿菅原為長が用途を徴収する手段を講じなかつたためだとする。そして「諸国所立置之便補保等、不充此祭事者、充何事乎」と述べ、諸国の大蔵省便補保から調達されるべきだとした。ここで取り上げられてゐる大蔵省便補保は、為長の死後に大蔵卿になつた葉室定嗣が、吉田祭の幣料について「募省家便補保也、所当奉送了」と述べてゐるように、実際に進納できるものであつた。大蔵省の便補保が、諸国の国衙に賦課して徴収するよりも、確実に式数通りの料物をそろえら

れるものであつたことは、伊勢神宮への幣料をめぐる『葉黄記』寛元四(一二四六)年九月十一日条の記事から明らかにする。

別宮十一ヶ所幣、大蔵省切諸国、近代麻布・雑紙等、少々随所濟、被奉献之、色代猶不滿本数、朝家之陵遅、只在此事、今度予申事由、為省家便補保之勤、如法以見色任式文沙汰進了、

この大蔵省便補保について、本郷恵子氏は為長が便補保の興行という形で経営に乗り出し、収益をあげることに成功したと推測しておられる⁽¹⁹⁾。

『民経記』にもどると、八月五日条で経光は関白から内蔵寮への伝達を命じられた。内容は、公卿勅使の御服の調進について、五月から八月までの月宛の国々が未済なので、九月分の進納を尾張に命ずるものであつた。十日に関白邸を訪れた経光に対して、五月から八月まで未済の美濃・三河のうち、三河について「參川事、便補庁宣、可返遣国司許也」という指示があつた。保を建立するには、庁宣が必要である。三河国司が国内のいづれかの地を内蔵寮便補保を設定してゐたにもかかわらず、料物を進納できていないので、便補庁宣を国司に返す、すなわち国司が指定した地域の便補を返上するという意味であろう。このことは、参内した経光によつて朝廷に伝えられ、勅定となつた。三河国司は後日、新たに三河国内の「和田保」を内蔵寮便補保とした。便補の地を変更せよという勅定を受けて、新しい土地への立て替えが行われたものと考えられる。

三河の内蔵寮の保と、先述した大蔵省の保では、その性格に大きな差があると言わざるをえない。三河の保は、国司による料所の設定が行われて成立した。立保したからと言って必ずしも料物を進納できるとは限らず、国司の責任転嫁の意味が強いものであつた。保はもとより国司の主導により立保が可能という面があつたことから、十一世紀四十年代以降に国衙行政単位ができた後も、ある種の納物が便補されて「某保」と

称されるようになる、国司の主導という性格が色濃く現れていくと考えられる。

私は前稿二で成立期の主殿寮・造酒司・大炊寮等の諸司領便補保について考察し、以下のことを指摘している¹⁷⁾。

すなわち便補保は、国司が納物の負担を保に転嫁するという性格が強く、立保時に国司が国衙領の中から料所を指定することが確認され、国司の便宜的措置として行われたので、国司の遷替により、存在をおびやかされるものであった。

このような保の建立のされ方を、国司主導型と呼んでおきたい。三河の内蔵寮便補保は、まさに国司主導で立て替えられた。越前の仁王会と季御読経の供米の保は、「今御時被立替其所、荒野、已以断絶云々」と、明らかに国司主導型の保の様相を呈していた。

庁宣が下されて便補保となった場所が「荒野」なのは、先述した東大寺の保の史料にも見られ、越前国の保と同様な面もあるが、違う面を指摘しておきたい。東大寺は荒野開発のための使者を在国させており、これは東大寺の在地経営への積極的関与を意味する。大蔵省の便補保が葉室定嗣の要求に答えられるだけの料物を進納できたのも、何らかの形で在地経営への関与が想定され¹⁸⁾、積極的経営が行われていたからだと考えられる。このような便補保を料物受納側主導型と呼んでおきたい。

さて、ここでもう一例、三河国和田保と同じような例をあげ、国司主導型の保の持つ性格を別な側面から考えてみたい。

宝治元(一二四七)年三月十一日、参議大蔵卿葉室定嗣は、以前から提出が求められていた年間の恒例・臨時の蔵人方公事用途の詳細について、これまでの用途調達状況を注進した¹⁹⁾。その注進状には「夏間蔵人方恒例、公事用途」として四月一日舗設・賀茂祭・最勝会が取り上げられているが、舗設については、用途調達の変遷を見てみよう。

四月一日舗設というのは、更衣(ころもがえ)のことであり、御几帳

・御座などを夏用に取り換えるもので、本来は掃部寮が用意するものであった。定嗣の注進によると、舗設用途は蔵人所牒により、諸国から進納されるはずのものが、期日になっても集まらないので、成功に頼るようになっていた。成功が嘉禎年間に「冬御更衣」で三万疋、ここ数年の「夏御更衣」で十三万疋に達し、一年間で四倍にもなるので、成功をやめて諸国に課するべきだと述べている。ところが、諸国からは進納されてはいない。

そこで、御座について「掃部寮領事、聊有興行、一向可為寮家之勤乎」とあり、掃部寮領を「興行」してそこから調達させてきたという。しかし実際の掃部寮領は「掃部寮便補国司転倒所々」として出雲国赤江保・周防国久賀保・備中国永富保があげられている。掃部寮により「興行」される前の状態を現していると考えられるが、これらの保はいったいどのような保なのであろうか。

『吾妻鏡』文治三(一一七八)年四月二十三日条所収の周防国在庁官人等解の第二条に見える周防国久賀保に関連する記述から手がかりをえたい。

一、為所衆高信、久賀・日前・由良、号地頭打開官庫、押取所納米、
如保司張行雜事、不随国務事、
右件所々者、非指庄号之地、有限国保勿論之公領也、(以下略)

蔵人所の使者である所衆高信が、地頭だといって官庫に納めてある米を押取し保司のように振る舞って国衙の検田収納などを対捍する行為が問題とされているが、これら三か所は「指庄号之地」ではなく「有限国保勿論之公領」だと述べられている点に注目される。国衙在庁に言わせれば、便補保は莊園ではなく、国衙領の保なのである²⁰⁾。

これらの保は、本来は所当官物を国衙に納入するべきものであるが、永宣旨により特定の料物が蔵人所に対して便補されているものである。

その例を次に示そう。仁平二（一一五二）年七月、備後国司は留守所へ戸宣を發し、戸張保が高野山領大田莊の四至内に含まれるので、莊領にせよと命じた²¹⁾。

但於本古作田所当者、不知見不作田、任員數每年於円宗寺可令弁済也、済物免除之時者、可令弁国庫也、

『江家次第』によると、備後国から円宗寺には、永宣旨で米三十五石を進納することになっていた。円宗寺へ納める料米が免除されるときは国衙へ納入されるという記述から、戸張保は備後国の永宣旨料物の便補保として設立されたもので、円宗寺料米が免除される年には、料米相当の所当は国衙に取得権があったのである。周防国久賀保も、同じような状況であつたと考えられる。

以上の検討から、久賀保は周防国に賦課されていた掃部寮納物が便補されたもので、もともとは国衙領であつたことが確認され、三河国で国司の主導により、和太保が内蔵寮領として立て替えられるのと同じ形態と推測される。

諸司の便補保が、国司主導によって特定地に指定される場合、国司はできるだけ国庫収入が減収しない荒野や荒廃田を選んで便補しようとし、料物が確保できたとしても、国内の別の荒野を指定して交換を求めらるゝのである。どこに便補保を設定するかは国司の権限だったのである。これが国司主導型便補保の特徴である。

定嗣の注進に「国司転倒所々」とあつたのは、このような事情を物語っている。国司による料所へ便補保の指定は、転倒につながる危険性を常にはらんでいたと言ふことができる。実際に更衣の御座について、『経俊卿記』宝治元（一二四七）年十一月一日条に「一向掃部寮沙汰也、被付諸国便補保三ヶ所之間、自去夏、為寮家沙汰調進之」とあり、先述

した出雲国赤江保・周防国久賀保・備中国永富保のことが述べられている。「掃部寮便補国司転倒所々」、すなわち国司主導型であつたために転倒した既存の三便補保に対する国衙の代替地変更権を否定し、掃部寮の「二向沙汰」権を公認して、国衙の干渉を受けない掃部寮領となり、安定して更衣御座料物を調達できるようなつたのである。そのためには国衙に経営を依存することなく独自に使者を派遣し、現地の領主と協調して経営を安定化させなければならぬのであつた。

このような状況は、広く納官済物が便補される保を考える場合、どのように解釈すればよいのであろうか。

私は太政官厨家の便補保について考察した前稿一において、官務小槻氏が諸司領の中で最も早く建久年間に子孫相伝の宣旨を得て所領として確立した荘保は、官務が統括する公家三壇御修法料物が賦課された月宛の国々の中で、小槻氏が立保に成功したものと位置づけた。官中便保地由緒注文案²²⁾（以下、『由緒注文』と略称する）に載せられている荘保以外に、多くの国司主導型の保が存在し、転倒していたことを前提にしているのである。源平内乱期以降、各国に賦課された諸司納物は、国司の主導で料所を指定して便補されるのが一般的であつた。ところが、国司主導型の保は、転倒という危険性を常にはらんでいたもので、各官司とも、行事を遂行するのに必要な物品を確保するために、功力を入れるなど積極的に経営にかかわっていく方向に向かうとともに、そこには坂本賞三氏が指摘された行事遂行のために政府の手助けによる諸司領の莊園化が想定される。太政官厨家領や先述した大蔵省領などがその例である。しかし、各国に賦課される料物は増加していくにもかかわらず、国下・京下による「国衙役」では弁済されないので、便補保を設定する「保役」と称される方法に移つていったが、その中に多くの国司主導型の保が含まれていたと考えられる。『由緒注文』には記載されていないが、公家三壇御修法料物が便補されていた美濃国妻木保や越前国六条保²³⁾、先

述べた内蔵領和田保は、まさにそういった状況であったと考えられる。一つの官司の所領の中に二系統の保が混在しているのである。

そして、御齋会・仁王会・季御読経の料物に代表される永宣旨料物が賦課される保は、基本的に国司主導型の保という状況を抜けきれなかったと考えられる。

それではなぜ、不安定さを伴いながらも、国司主導型の保へ賦課されることになったのであろうか。

季御読経料物の使補保に関連して、『経光卿記』天福元(一一三三)年四月下巻紙背文書にある大隅国司請文を見よう。

季御読経経済物事、任府宣可令進納之由、重被仰下旨、謹以承候了、但子細先度言上候了、前々国司府料物方、皆以切催使補保候云々、其上於京都進済之状、難叶候、

春季御読経に、大宰府は絹一三〇疋を進納することになっており、大宰府はそれを管内の諸国に分配してきた。ところが、大隅国では前々国司のときに「府宣」によりすべて使補保に切り替え、季御読経経済物もその中に含まれていると認識しているので、春季御読経料物を使補保からの進納以外に京都で弁済することは不可能であり承服できない、ということであろう。これに対して大宰権帥は、

依府済物令立使補保、不限大隅国、管内諸国一同事也、然而京都済物者、各別事依前々国司皆以致其沙汰了、

と述べた。大宰府への進納を使補保から行うことは大宰府管内の諸国に共通していることで、京都へ進納する済物は、各国の国司が個別に対応してきたという。大宰府の主張の真意は、同じ紙背文書の中にある右官

掌小槻某の書状から明らかになる。

大隅与大宰府相論事、誠不可口候、但宰府申状、立渡使補保者、府口物方也、於京済物者、尚可為国司沙口由、被申候哉、此条凡無謂候哉、

大宰府と京都の朝廷の間で認識の差があることが注目される。季御読経行事運営に関わる右官掌小槻某は、使補保は府済物弁済のためだけで京済物はそれとは別途に国司の沙汰という大宰府側の主張は、謂れのないことだと認識している。実際に大宰府管内諸国で立保されているのは、大宰府の指示による国司主導型の保であったと推測されるが、大宰府は府が認識する府済物のみの実確な弁済をめざして保からの進納を主張し、季御読経経済物まで各国の使補保から支出させるのは許容量を超えてしまうことを予測した主張となっている。永宣旨料物である季御読経経済物を確保したい国司は使補保から進納することを主張し、何とか季御読経経済物を確保したい朝廷も使補保からの進納にこだわっている。

転倒の危険があったとしても、大宰府と朝廷がともに使補保からの進納に固執するのは、たとえ国司主導型の保であっても使補保からの進納の保役の方が、料物を確保できる可能性が高かったからと推測することができる。

私は前稿二で、文治六(一一九〇)年の成立期の主殿寮使補保の分析を試み、諸司納物の難済化が進む中で、所済定数に満たなくても、諸司は立保されれば是認せざるを得なかったとした。同じ状況が鎌倉期の永宣旨料物にみられることは、容易に想像することができよう。

同じ右官掌小槻某の書状にある、国司主導型の保が転倒した例をあげよう。

率分所与常陸国相論事、(中略)代々便補口被転倒之時、任口文可進済之由乍請申、自由対捍之条、無其謂之旨申候乎、

率分所の保について、弘安二(一二七九)年の常陸国作田惣勘文案²⁵⁾

に、「大沢三十七丁、率分保」という記載がある。常陸国司は、率分所から賦課された納物を、筑波郡大沢の地に便補しており、それが「率分保」と呼ばれていたと推測される。書状の中で、保が転倒すれば国衙役、すなわち率分所切下文にしたがい京都で弁済することになっていたにもかかわらず、対捍していることが非難されている。保が転倒して国衙役になれば、少量の納物さえ確保することが不可能になるので、可能な限り保役で進納させたいという状況がよく現れている。

このような状況を打開するためには、永宣旨料物を国司主導型の便補保に任せておくのではなく、行事を担当する料物受納側が、現地の領主と協力して、積極的に保の開発・維持・経営に乗り出す必要があった。前稿一で指摘した、永宣旨で賦課された公家三壇御修法の料物徴収の責任者であった官務小槻氏は、まさにそのような存在であったと考えられる。

三、諸司領便補保への納物の集中

諸国から 国衙役では永宣旨料物は進納されず、たとえ便補保が立保されたとしても不安定さを伴う状況では難済が恒常化していくなかで、国司にとって最も確実な料物弁済のための方策はどのようなものだったのであろうか。

まず、御齋会について。仁治二(一二四一)年の『勝延法眼記』²⁶⁾によれば、御齋会の供米は「播磨国保」と「紀伊保」に、燈油は「摂津国保」・「美作保」・「美乃保」に便補されていた。この中の「美作保」について、文永年間の『由緒注文』の美作国田原荘の項に関連史料がある。

件庄者、自本領主三野頼延之手伝領之後、隆職宿禰為領主、多年知行、元暦二年就御齋会行事所解状、被下相伝宣旨了、

すなわち、「美作保」とは、御齋会の料物が便補されて小槻隆職が子孫相伝の宣旨を得た美作国田原荘の前身を指していると考えられる。『覚禪抄』永承六(一一八八)年正月八日条²⁷⁾には、美作は「八省御齋会修真言法所料」として綿と薪を進納するとあり、美作国への油以外の賦課も確認できる。

太政官厨家領の便補保は、建久年間に集中して所領として確立し荘園化される。それは、太政官厨家とともに官御祈願所を統括していた官務小槻氏が、公家三壇御修法の料物を確実に確保するための策である²⁸⁾とともに、坂本賞三氏の指摘によると朝廷が用途に見合うだけの荘園を最終的に確定していく時期であった²⁹⁾。御齋会にも太政官厨家が関わるが、御齋会料物の難済にあたり、永宣旨による負担国であり、坂本賞三氏の指摘から推測すると、在地の領主と小槻氏のコンビによる開発が可能であった美作国に、確実に負担することが可能な所領を設定したと考えられる。『由緒注文』に「隆職宿禰奉諭旨建立」とあり、太政官厨家が関わる列見定考の炊料米が便補された近江国細江荘も同様で、これらの行事の料物が不足する状況において、諸司領便補保の中で確実に弁済可能な所領として確立しそうであった太政官厨家領便補保を、国司が御齋会の料物の便補地として選んだものと考えられる。

また、紀伊国且来保も、『由緒注文』に「右彼所者、為八省御齋会併官御祈願所」とあり、公家三壇御修法の料物とともに、御齋会料物が便補されていた。この保が「紀伊保」と推測される。

この他、諸司領便補保に便補された例として、常陸国笠間保に「御齋会召綿百八十屯」が便補されていることがあげられる。天福二(一二三三)年正月の御齋会について記した『経光卿御齋会奉行記』によると、各

国の御齋会料物の未済が問題になっており、その中で常陸国笠間保司右衛門尉光重は、料物を弁済できないと主張していた。理由として笠間保が北白河院に寄進されていることと、鹿島社造営の費用を負担していることをあげている。各国ごとに賦課されているのに、なぜ常陸国は笠間保に賦課されるのが問題にされねばならない。正応元(二二八)年の月次祭神今食の大蔵省幣料は、十九力国が負担したが、常陸国は笠間保、下総国は大須賀保が負担している³⁰⁾。また、常陸国大田文及び作田勘文³¹⁾には、この保は「大蔵省保」と記されており、大蔵省領便補保であることが確認され、笠間保司の書状から、賦課されている料物が判明する³²⁾。

当保三代相伝知行、已六十余年、見上百疋、祈年祭幣料、神今食月次祭幣料、円宗寺法花会綿百七十疋、御齋会召綿百八十屯勤仕候、此外全不被切下文候也、

本来なら大蔵省の切下文で各国が支出する祈年祭・月次祭の幣料、永宣旨による円宗寺・御齋会の料物が大蔵省領便補保である笠間保に集中しているのである。

以上、御齋会の永宣旨料物は、太政官厨家領便補保の美作国田原荘・紀伊国且来保、そして大蔵省領便補保の常陸国笠間保に補補されていることが明らかになった。その他の「播磨国保」・「摂津国保」・「美乃保」については、いずれも国司主導型の保だと推測される。国司主導型の保では、より弁済可能な国衙領へ国司の判断で便補することができたとしても、開発の功力を入れて現地の領主と協力して経営をしていくという状況に至ることはできなかったと考えられ、国司は料物受納側主導型便補保である太政官厨家領便補保や大蔵省領便補保に御齋会の永宣旨料物を使補することを第一に考えていたのであろう。

次に、季御読経の料物について見よう。

建久四(一一九三)年、安芸国司は、世能村・荒山村に「太政官厨納物三十五石、地子公易絹二十疋、油一石三斗、円宗寺最勝会料米三十石、油三十石」を使補した。しかし、この地は「本田不幾、偏為荒廢之地」で、さらに「成給庁宣之日、校量彼所地利之処、不及五分之一」という状況だったので、建久九(一一九八)年、小槻隆職の申請に基づいて勅事院事・大小国役・国使入勘免除の宣旨が下された。同時に、永宣旨料物である秋季季御読経の料米百石が加済された³³⁾。世能村・荒山村は、円宗寺最勝会料米・油と、秋季季御読経料米の二種類の永宣旨料物が使補されたことになる。この使補保が世能荒山荘になっていく。世能村・荒山村は瀬野川流域にあったが、隣接する熊野川流域には、文治四(一一八八)年に小槻広房が本領主貞宗から寄進され、建久七(一一九六)年に子孫相伝の宣旨を得た「御祈願所領阿土熊野保」があった³⁴⁾。前稿一で指摘したように、阿土熊野保は公家三壇御修法の料物を確保するため立保されたものであり、この両荘保の関係は、小槻氏が安芸国に所領を得たことで太政官厨家料物の未進も催促できるようになり、それに対して安芸国司は、阿土熊野保と隣接する世能村・荒山村を使補の地としたと考えられる。小槻氏は、国司の主導による立保の地であっても、「殊入功力開發荒野」経営に努力したが、その後は必ずしも順調ではなかった。

また、同じ永宣旨料物である円宗寺法花会料米については、建久六(一一九五)年十二月四日に官務小槻隆職に若狭国国富荘の子孫相伝を認めた官符³⁵⁾に、使補された納物として「公家長日御修法供米・造八省院料米・円宗寺法華会用途・太政官厨家納物」が挙げられている。同じく官務小槻隆職に土佐国吉原荘の子孫相伝を認めた建久九(一一九八)年十一月土佐国留守所下文案³⁶⁾に使補された納物として「□長日不動法供米・円宗寺法花会料米・太政官厨家納物」とあり、両荘はともに「由緒注文」に記載された官中使補地で、前身は太政官厨家領便補保である。ここからも太政官厨家領便補保への永宣旨料物の使補の集中が確認されるので

ある。さらに、若狭国国富荘に便補された四種類の納物が、永万元（一一六五）年二月二十四日国富保の立保を認めた国司庁宣案³⁷に見られることや、先述した安芸国世能村・荒山村への永宣旨料物の便補の例から考えると、国司は国内に諸司領便補保の立保を庁宣で認めるときに、諸司側が主として便補する公家三壇御修法供米などの重要性を認識した上で、その便補保には官務小槻氏が開発の功力を入れるなど安定した経営がなされていくことを予測し、その国に賦課されていた永宣旨料物をあえて便補に加えたと推測されるのである。言い換えれば、官務小槻氏を徴収の責任者とする体制の中で、料物を確実に確保していくために、永宣旨による賦課 ↓ 公家三壇御修法の料物確保のための料国の設定 ↓ 現地の領主との協力による料物受納側主導型便補保の立保という流れは、安定した諸司領便補保形成のモデルケースと評価されていたといえることができる。

以上、御齋会・季御読経料の料物の検討から、その国に、公家三壇御修法料物など、諸司側がどうしても確保しなければならない納物が便補され、諸司側の努力により比較的経営が安定していくことが予測される太政官厨家領便補保や大蔵省領便補保が立保されようとしていたとき、国司が永宣旨料物を集中して便補したことを確認することができた。

おわりに

本稿で明らかにした点を要約して、まとめに代えたい。

- 一、 王朝国家期の主要仏事である御齋会・仁王会・季御読経料の料物は、永宣旨により各国への賦課が定められていたが、平安末期には納入状況が悪化し、鎌倉時代にはいずれも便補保から進納されるようになっていた。

- 二、 御齋会・仁王会・季御読経料の永宣旨料物が便補された保は、立

保時に国司が国衙領の中から料所を指定する国司主導型の保であることが多く、保の転倒という危険を常にはらんでいた。しかし、国衙の所当官物から切下文によって京都及びその周辺で徴収する国衙役では、基本的に徴収することは困難であり、たとえ国司主導型の保であっても便補保からの進納の保役の方が、料物を確保できる可能性が高かった。

御齋会・仁王会・季御読経の料物に代表される永宣旨料物が便補された保は、基本的に国司主導型の保という段階を抜けきれなかったと考えられる。

このような状況を打開するためには、永宣旨料物を国司主導型の便補保に任せておくのではなく、現地の領主と協力して、行事を担当する料物受納側が積極的に保の開発・維持・経営に乗りだす必要があった。永宣旨で賦課された公家三壇御修法の料物徴収の責任者であった官務小槻氏は、まさにそのような存在であり、官務小槻氏が各国に建立することに成功した便補保は、国司主導を脱した料物受納側主導型便補保であり、中世諸司領になっていく。

三、 諸国から国衙役では永宣旨料物が進納されず、たとえ便補保が立保されたとしても国司主導型の保であり、不安定さを伴うという状況において、行事費用を確保していくためにある方策がとられていた。それは永宣旨料物が賦課された国々に、公家三壇御修法料物など諸司側がどうしても確保しなければならない納物が便補され、諸司側の努力により比較的経営が安定していくことが予測される太政官厨家領便補保や大蔵省領便補保が立保されようとしていたとき、永宣旨料物を集中して便補することであった。

註

- (1) 本朝世紀同日条
- (2) 勝山清次「便補保の成立について」(『史林』五九卷六号 一九七六年)のち同氏『中世年貢制成立史の研究』塙書房 一九九五年に収録
- (3) 永宣旨による進納については、長沢洋「王朝国家期の財政政策」(坂本賞三編『王朝国家国史の研究』吉川弘文館 一九八七年、川本龍市「王朝国家期の賑給について」(同上)を参照。
- (4) 大津透「平安時代収取制度の研究」(同氏『律令国家支配構造の研究』岩波書店 一九九三年)
- (5) 拙稿「太政官厨家料国と便補保」(『史学研究』一八二号 一九八九年) 前稿」と表記する。
- (6) 『玉葉』文治四年六月二十九日
- (7) 『玉葉』建久元年九月二十六日条
- (8) 『玉葉』建久元年九月二十六日条
- (9) 『吉統記』文永八年八月二十二日条
- (10) 『吉統記』文永九年十月一日条
- (11) 東南院文書二ノ二(『平安遺文』二六四八号)
- (12) 『吾妻鏡』文治二年十月一日条
- (13) 『平戸記』寛元三年二月十日条
- (14) 『大日本史料』第五編之九 四五六頁
- (15) 『民経記』文暦元年正月条
- (16) 本郷恵子「中世前期の朝廷財政について」(『史学雑誌』一〇一卷四号 一九九二年、のち同氏『中世公家政権の研究』東京大学出版会 一九九八年に収録)
- (17) 拙稿「諸司納物の徴収と諸司領便補保の成立」(『海南史学』三二号 一九九四年) 前稿」と表記する。
- (18) 所領として確立し荘園化に成功した諸司領には、坂本賞三「二階層の開発領主」(『鎌倉遺文研究』二二二号 二〇〇八年)で指摘し
- ておられる、領家層開発領主と地主層開発領主とのコンビによる在地経営が想定される。
- (19) 『葉黄記』同日条
- (20) ここでいう「国保」とは、十一世紀四十年代に設定されていく国衙行政単位としての保を意味すると考えられ、他の用例としては、鎌倉幕府追加法文暦二(一二三五)年七月二十三日条に「国保司跡」と「京保司跡」が対比して述べられており、国衙行政単位としての保と、保司が在京者の便補保の対比だと考えられる。
- (21) 高野山文書宝簡集七(『平安遺文』三四二八号)
- (22) 『壬生家文書』第二卷三一四号
- (23) 長日如意輪法月宛国々(『門葉記』第四九卷 長日如意輪法補 一)
- (24) 『西宮記』卷五に「貞観二年二月九日、永宣旨、正月内可進施物絹百三〇疋、太宰府所進」とある。
- (25) 常陸税所文書(『鎌倉遺文』一三八二四号)
- (26) 『大日本史料』第五編之一三 四一三頁
- (27) 『大日本仏教全書』五六
- (28) 注(5) 拙稿
- (29) 坂本賞三「保の歴史的位置」(『史学研究』二五八号 二〇〇七年)
- (30) 『勘仲記』正応元年六月十一日条
- (31) 注(25) 参照
- (32) 『経光卿記』寛喜三(一二三二)年八月記紙背文書
- (33) 官宣旨案(『壬生家文書』第二卷三〇六号)
- (34) 小槻有家重奏聞条案(『壬生家文書』第二卷三二三号)
- (35) 吉川半七氏旧蔵文書(『鎌倉遺文』八二〇号)
- (36) 『壬生家文書』第四卷一三〇六号
- (37) 『壬生家文書』第二卷三二六号